

松戸市斎場の設置及び管理運営に関する指導要綱の一部を改正

改 正 前	改 正 後
松戸市斎場の設置及び管理運営に関する指導要綱	松戸市斎場等の設置及び管理運営に関する指導要綱
(目的)	(目的)
第1条 この要綱は、斎場の設置及び管理運営に関し、必要な事項を定め、斎場を設置する事業主及び近隣関係住民等の相互の協力を求めることにより、斎場の設置及び管理運営に伴う紛争を未然に防止し、もって良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。	第1条 この要綱は、斎場、エンバーミング施設及び遺体保管所（以下「斎場等」という。）の設置及び管理運営に関し、必要な事項を定め、斎場等を設置する事業主及び近隣関係住民等の相互の協力を求めることにより、斎場等の設置及び管理運営に伴う紛争を未然に防止し、もって良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。
(定義)	(定義)
第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 斎場 業として葬儀等を行うことを主たる目的とした集会施設（神社、寺院、教会その他これらに類する施設に併設されるものを除く。）をいう。 (2) 斎場の設置 新築、増築、改築、用途変更及び使用方法変更により斎場を設置することをいう。 (3) 事業主 建築主、所有者及び管理者をいう。 (4) 近隣関係住民等 斎場の敷地境界からの水平距離が100メートル以内の範囲にある土地又は建物の所有者及び占有者並びに当該斎場が設置される区域内の町会又は自治会の長をいう。	第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 斎場 業として葬儀等を行うことを主たる目的とした集会施設（神社、寺院、教会その他これらに類する施設に併設されるものを除く。）をいう。 (2) エンバーミング施設 葬儀を行う施設を持たず、業として薬剤を使用した遺体の保存、修理等の作業を行う施設をいう。 (3) 遺体保管所 葬儀を行う施設を持たず、業として遺体を保管する施設（病院、診療所、福祉施設、警察署、博物館、研究施設、学校等その他これらに類する施設に併設されるものを除く。）をいう。 (4) 斎場等の設置 新築、増築、改築、移転、用途変更及び使用方法変更により斎場等を設置することをいう。 (5) 事業主 建築主、所有者及び管理者をいう。 (6) 近隣関係住民等 斎場等の敷地境界からの水平距離が100メートル以内の範囲にある土地又は建物の所有者及び占有者並びに当該斎場等が設置される区域内の町会又は自治会の長をいう。

	う。
(事業主の責務)	(事業主の責務)
第3条 事業主は、斎場の設置及び管理運営に当たっては、その地域の生活環境に及ぼす影響について十分配慮するとともに、当該斎場の設置及び管理運営に伴う紛争の防止並びに良好な地域社会の維持及び形成に関し、必要な措置を講じなければならない。	第3条 事業主は、斎場等の設置及び管理運営に当たっては、その地域の生活環境に及ぼす影響について十分配慮するとともに、当該斎場等の設置及び管理運営に伴う紛争の防止並びに良好な地域社会の維持及び形成に関し、必要な措置を講じなければならない。
(近隣関係住民等の責務)	(近隣関係住民等の責務)
第4条 近隣関係住民等は、事業主から斎場の設置に伴い、その計画内容について説明の申出があったときは、これに応じるよう努めなければならない。	第4条 近隣関係住民等は、事業主から斎場等の設置に伴い、その計画内容について説明の申出があったときは、これに応じるよう努めなければならない。
(協議の申出)	(協議の申出)
第5条 事業主は、斎場を設置しようとするときは、斎場設置等協議申出書（第1号様式）に次に掲げる図書を添付して市長に提出し、当該設置等の計画の概要及びこの要綱に定める事項について協議するものとする。 (1) 案内図 (2) 土地利用計画図及び配置図 (3) 各階平面図 (4) 着色した立面図 (5) その他市長が必要と認める図書 2 事業主は、前項の協議が終了したときは、速やかに協議内容確認書（第2号様式）を作成し、市長に提出しなければならない。	第5条 事業主は、斎場等を設置しようとするときは、斎場等設置等協議申出書（第1号様式）に次に掲げる図書を添付して市長に提出し、当該設置等の計画の概要及びこの要綱に定める事項について協議するものとする。 (1) 案内図 (2) 土地利用計画図及び配置図 (3) 各階平面図 (4) 着色した立面図 (5) その他市長が必要と認める図書 2 事業主は、前項の協議が終了したときは、速やかに協議内容確認書（第2号様式）を作成し、市長に提出しなければならない。
(標識の設置時期)	(標識の設置時期)
第6条 松戸市中高層建築物等の建築等に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成19年松戸市条例第33号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定による標識は、斎場設置等協議申出書の提出後に設置するものとする。	第6条 松戸市中高層建築物等の建築等に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成19年松戸市条例第33号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定による標識は、斎場等設置等協議申出書の提出後に設置するものとする。
(近隣関係住民等への周知)	(近隣関係住民等への周知)
第7条	第7条

事業主は、近隣関係住民等に対し、条例第6条第1項の規定による説明に加え、当該斎場の設置及び管理運営に係る計画の内容について説明するとともに、理解を得るよう努めなければならない。	事業主は、近隣関係住民等に対し、条例第6条第1項の規定による説明に加え、当該斎場等の設置及び管理運営に係る計画の内容について説明するとともに、理解を得るよう努めなければならない。
(近隣関係住民等との協定)	(近隣関係住民等との協定)
第8条 事業主は、近隣関係住民等から求めがあったときは、斎場の設置及び管理運営について、近隣関係住民等と協定を締結するよう努めるものとする。	第8条 事業主は、近隣関係住民等から求めがあったときは、斎場等の設置及び管理運営について、近隣関係住民等と協定を締結するよう努めるものとする。
(設置計画上の措置)	(設置計画上の措置)
第9条 事業主は、斎場を設置しようとするときは、次に掲げる事項を遵守するよう努めなければならない。 (1) 斎場の敷地は、幅員6メートル以上の道路に接すること。 (2) 霊柩車、マイクロバス等の葬祭用車両の発着場所を斎場の敷地内に設けること。 (3) 斎場の用に供する部分の床面積50平方メートルあたり1台以上の自動車駐車場を、斎場の敷地内又はその近傍地に設けること。ただし、周辺の交通機関の状況等により支障がないと認められる場合は、この限りでない。 (4) 斎場の形態、意匠又は色彩は、周辺の景観との調和に十分配慮したものであること。	第9条 事業主は、斎場等を設置しようとするときは、次に掲げる事項を遵守するよう努めなければならない。 (1) 原則として施設の主たる用途が斎場の敷地は、幅員6メートル以上の道路に接し出入すること。 (2) 霊柩車、マイクロバス等の葬祭用車両の発着場所を斎場の敷地内に設けること。 (3) エンバーミング施設及び遺体保管所の敷地内に遺体搬送用車両の搬送場所を設けること。 (4) 斎場の用に供する部分の床面積50平方メートルあたり1台以上の自動車駐車場を、斎場の敷地内又はその近傍地に設けること。ただし、周辺の交通機関の状況等により支障がないと認められる場合は、この限りでない。 (5) 斎場等の形態、意匠又は色彩は、周辺の景観との調和に十分配慮したものであること。
(管理運営上の措置)	(管理運営上の措置)
第10条 事業主は、斎場の管理運営について次に掲げる事項を遵守し、かつ、近隣関係住民等の意向を尊重するよう努めなければならない。 (1) 花環及び供花は、道路に面して設けないこと。 (2) 出棺その他の儀式は、斎場の敷地内で行うこと。 (3) 斎場から生じる音、臭い等については、周囲	第10条 事業主は、斎場等の管理運営について次に掲げる事項を遵守し、かつ、近隣関係住民等の意向を尊重するよう努めなければならない。 (1) 斎場の花環及び供花は、道路に面して設けないこと。 (2) 出棺その他の儀式は、斎場の敷地内で行うこと。

に影響のないよう防音及び防臭等に配慮すること。 (4) 斎場周辺の道路状況により、交通渋滞が予測される場合は、会葬者の自動車による来場を自粛するよう呼びかけるとともに、事故の防止に努めること。 (5) 敷地内又はその周辺に周囲の景観を損ねるような広告物等の掲示は行わないこと。 (6) 施設の管理を適切に行うとともに、近隣関係住民等から苦情があったときは、迅速かつ適正に対応することができる体制を整えること。 (7) その他近隣関係住民等の生活環境に配慮するとともに、事業により居住環境及び生活環境に影響を及ぼすおそれのある場合は、当事者間で十分協議を行うこと。	(3) エンバーミング施設から生じる廃棄物及び排水については、環境衛生面に配慮し適切に処理すること。 (4) 遺体保管所の遺体の保管については、遺体安置用冷蔵庫等により適切な保管措置を講ずること。 (5) 斎場等から生じる音、臭い等については、周囲に影響のないよう防音及び防臭等に配慮すること。 (6) 斎場等周辺の道路状況により、交通渋滞が予測される場合は、会葬者の自動車による来場を自粛するよう呼びかけるとともに、事故の防止に努めること。 (7) 斎場等の敷地内又はその周辺に周囲の景観を損ねるような広告物等の掲示は行わないこと。 (8) 施設の管理を適切に行うとともに、近隣関係住民等から苦情があったときは、迅速かつ適正に対応することができる体制を整えること。 (9) その他近隣関係住民等の生活環境に配慮するとともに、事業により居住環境及び生活環境に影響を及ぼすおそれのある場合は、当事者間で十分協議を行うこと。
(計画変更及び事業主の変更)	(計画変更及び事業主の変更)
第11条 事業主は、斎場の設置計画を変更し、又は事業主を変更しようとするときは、あらかじめ、計画変更届出書（第3号様式）を市長に提出し、協議しなければならない。ただし、周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更である場合は、この限りでない。 2 事業主は、斎場を譲渡又は賃貸する場合は、この要綱に基づき協議した内容等について、譲受人又は賃借人に継承しこれを遵守させるものとする。	第11条 事業主は、斎場等の設置計画を変更し、又は事業主を変更しようとするときは、あらかじめ、計画変更届出書（第3号様式）を市長に提出し、協議しなければならない。ただし、周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更である場合は、この限りでない。 2 事業主は、斎場等を譲渡又は賃貸する場合は、この要綱に基づき協議した内容等について、譲受人又は賃借人に継承しこれを遵守させるものとする。
(工事完了の報告)	(工事完了の報告)
第12条 事業主は、当該斎場の設置が完了したときは、遅滞なく、工事完了届出書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。	第12条 事業主は、当該斎場等の設置が完了したときは、遅滞なく、工事完了届出書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(委任)	(委任)
第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。	第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。